

郡山市農業委員会委員の退任に伴う感謝状及び記念品贈呈に関する要領

平成9年8月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、郡山市農業委員会委員が退任（以下退任委員という。）した場合に贈る感謝状及び記念品について必要な事項を定める。

(感謝状等の贈呈)

第2条 1期以上在任した退任委員に、予算の範囲内で感謝状及び記念品を贈呈する。（退任委員は3年1期にこだわらない。）

2 感謝状は市長名、記念品は郡山市として贈呈する。

(贈呈の時期)

第3条 感謝状は、農業委員会委員の改選の年度に予算を計上して贈呈するものとする。

2 任期途中で退任した委員についても、改選時に併せて贈呈する。

附 則

この要領は、平成9年8月1日から施行する。